四年後に逢いましょう
サケの放流

ワァーイ!!かわいいなあ。サケのこどもって、こんなに小さいの――。

四月九日、東陽小六年生（六十二名）が、栗山川へサケの稚魚を放流しました。

この稚魚は、北海道産の発眼卵を県内水面試験場（佐倉市）で二月十八日から二十日にふ化させた体長三～五cmの稚魚八六〇、〇〇〇尾であり、この中には、栗山川へ回帰した二十五尾（雄十三尾、雌十尾、不明二尾）から採卵しふ化した一、〇〇〇尾も含まれています。

放流に参加した児童達は、バケツに入れられた稚魚を、ていねいに放流していました。

ある児童は、「このサケが帰ってくる時は、高校生になっているけど、大きくなった姿を必ず見たい」と、この栗山川に回帰して来ることを願っておりました。

この放流は、五十一年度から始まり、今回で一、八七六千尾が放流されました。

放流されたサケが、四年後に帰って来る栗山川を私達の手できれいにしようではありませんか。

▶放流した東陽小六年生

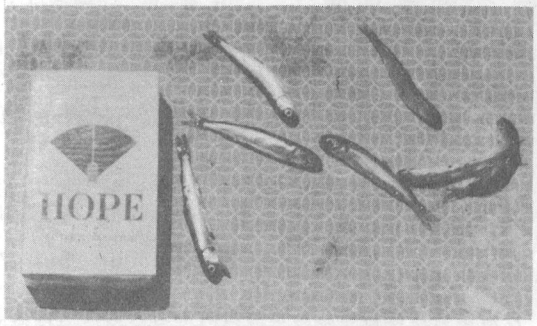

◀　放流された稚魚

行政相談委員のお知らせ

このたび当町の行政相談委員として、光町木戸八四〇八番地、伊藤堯仁氏（電話四－〇五一三）が行政管理庁長官から委嘱されました。

行政相談委員は住民の皆さんから行政についてのご相談、苦情などを気軽な相談相手となって、お話を伺い、これを関係の役所等に連絡して解決の促進をはかるほか、行政の改善や民主化を推進する仕事をいたします。

相談の申出は、口頭、電話、手紙などいづれの方法でも結構でまた、当町では次のように定例の心配ごと相談と併せて相談所を開いていますのでお気軽にご利用ください。

（日時）
毎週水曜日　一時～三時

（場所）
光町役場　相談室

○行政相談委員についてのお問合せは住民課です。

なお、千葉県には行政管理庁の出先機関として千葉行政監察局（郵便番号二六〇、千葉市松波三－一一－三　㊥四七二－五一－九二五一）がありますから、こちらに直接申出ることもできます。

印紙税が改正されます
一〇〇円が二〇〇円に

契約書や領収書を作成したときにかかる印紙税の額が、五月一日から二倍に引き上げられます。

間違って印紙をはり過ぎた場合は、その文書を税務署に提示し、還付の請求手続きをすれば、印紙税の還付が受けられます。

役場玄関わきに、郵便ポストが設置されました。

住民票や各種証明書類等を送付するときに、利用してください。